

中村議長 次に、渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員(登壇) 12月定例会に当たりまして、私は2点の質問をいたします。

まず初めに、都市計画の見直しについてであります。今、県では平成20年度、今年度であります。都市計画区域マスタープランの見直しが行われており、本市でもそれに合わせて見直しというものが検討をされているようではありますが、その概要についてお尋ねをいたします。また今までにこの議場におきまして各議員から線引きの廃止、あるいはまた渡辺穰爾議員、竹内議員等からも市街化区域、市街化調整区域の土地利用の問題等を何度となく質問されてきております。線引きの廃止についてはしないという御答弁があったところでありますけれども、市街化調整区域については市街化調整区域土地利用調査検討委員会におきまして開発許可基準の見直しの検討を行ってきたと言われており、最終的には条例化を視野に入れておるといってお答えがあったように思っておりますが、どのような進捗状況にあるのかをお尋ねいたします。またそれから以前に、これも吉岡議員の方から質問がございましたが、国道431号線沿いの近隣商業地域、第1種住居地域を初めといたしまして用途地域が指定されておりながら土地の有効利用が図られていない区域につきましては、生活道路等都市基盤整備が必要であり計画的に推進に努めるという答弁でございましたが、いまだその様子が見えないわけでありまして、今後どのような対策をとられたのかをお尋ねいたします。次に非線引きとなっております淀江地域、それから区域外であります大高・県地区についてお尋ねをしたいと思います。市長は18年の7月の議会におきまして、淀江地区、大高・県地区については市の一体的かつ計画的なまちづくりを推進するためには都市計画区域への編入や線引き制度を導入することが望ましいと答弁をされて

おったわけでありまして、今後の方針についてお尋ねをしたいと思います。

次、2点目であります、農業の問題についてお尋ねをいたします。まず新たな農業への取り組みについてということでありまして、今、米粉用等作付への取り組みということが問題になっておりますが、農水省は先日、食料自給率を50%に引き上げる目標時期というものをおおむね10年後にするその工程が発表されたところであります。それを見ますと、まず農地は転用を厳格化して確保し、その上で米粉用の米、あるいは飼料米、大豆、裏作麦などを水田をフル活用して増産をして、昭和45年並みの利用率を110%という高い水準に押し上げて生産量を確保するというシナリオになっておりまして、現行の食料・農業・農村基本計画を大胆に上方修正されております。この増産計画の中でも特に米粉につきましては50万トンという大幅な生産が示されておりますが、しかし、それに対する担い手農業者の姿というのは今後の検討ということにされ、農家が再生産の確保できる新たな所得政策等、希望の持てる経営展望がまだ示されてはおりません。しかしながらいづれにしましても今後、農地転用規制が強化をして耕作放棄地対策を進めるといふこうした厳しい状況の中におきましては、私はやはり水田というのは本来の姿として米をつくっていくというのが最も自然であると思っておりますし、このことが農地を維持し、あるいはまた農村環境を守っていくための最善の道であると思っております。こうした米粉用米等への助成と申しますのは、今の段階では予算要求の段階でありますし、また生産調整の枠内ということでもあり、採算面におきまして大変厳しいものがございまして、本市独自の助成策等も取り入れながら、こうした問題に対して今から取り組んでみるということも大事な農業施策であると思っておりますけれども、どのようなお考えかお尋ねします。

次に組織づくり等への支援であります。現在、市では認定農業者や集落営農組織等と担い手の育成というものに大変努力をされておるところであります。しかしながら農地の集積、あるいはまた遊休農地の解消は思いどおりに進んでおるとは言いがたいと思っております。特に遊休農地につきまして、国は2011年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消するということが閣議決定なされておりました、放棄地の利用形態も担い手や周辺の農業者、あるいは営農組織というものだけでなくして新規就農者や定年の帰農者、あるいは農業参入法人等の農地利用など幅広い利用というものが示されておるところであります。本市でも遊休地利用促進事業による国の助成措置で対応をされておるところでありますけれども、結果を見ますと、平成15年度以降、約15ヘクタールの耕作放棄地が解消されておるということを聞いております。しかしながら目標には本当にほど遠い状況であり、新たな対策が必要であると思えます。それに対してやはり特産品づくりを目指す新規の組織等に対するこれまた市独自の助成制度などを設けるお考えはないのか。やはり私はこうしたことが遊休農地対策でもあり、また大きな米子市にとっての経済対策であるとも思っておりますが、そのお考えはないのかお尋ねをいたします。最後であります、農地の集積についてであります。農水省は担い手が経営する農地のうち、面的に集積する割合を2015年には70%にするという大変大きな目標を掲げ、本市におきましては平成22年までには21.1%にするとしております。農地確保・利用支援事業には、農地を集めて農地所有者から委任、代理や貸借などを受けて面的にまとまった形で農地を配分する仕組みを行っていくために、その取り組みの中心になって行うコーディネーターというそういった方の活動費や研修費を支援するということが載っております。既に全国では9地区でモデル事業が実施され動いているわけであります。

今後こうした本当に今、約440ヘクタールの遊休農地ということは聞いておりますが、そうした農地を解消を初め農地集積を進めていくにはこのような支援事業によってコーディネーターを置くようなシステムということも必要であると思っておりますが、どのようなお考えかお尋ねをいたします。以上です。

中村議長 野坂市長。

野坂市長（登壇） 渡辺照夫議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、都市計画マスタープランの見直しの概要についてでございますが、今年度、鳥取県は国によってまちづくり3法の改正、人口減少と超高齢化社会の到来や市町村合併などによりまして、県内の米子境港都市計画区域及び淀江都市計画区域を含む19の都市計画区域のマスタープランを見直しされることとなっております。広域的な観点から県が定める都市計画区域マスタープランの見直しの概要についてでございますが、人口、産業、土地利用など都市の現状と都市化の動向等に関する調査である都市計画基礎調査をもとに、コンパクトなまちづくりの観点で都市計画の目標、区域区分の決定の方針などの見直しを検討されることとなると承知しております。本市の都市計画に関する基本的な方針を定める都市計画マスタープランの見直しにつきましては、来年度以降に県の区域マスタープランの内容を踏まえまして地域住民の皆さんの御意見を聞きながら策定していきたいと考えております。次に、市街化調整区域の土地利用の見直しについての状況でございますが、市街化調整区域の土地利用の見直しにつきましては、庁内関係課で組織いたします米子市市街化調整区域土地利用調査検討委員会を設置し調査・検討を行ってきておりまして、現在開発許可基準の見直し内容等について鳥取県や境港市、日吉津村等と協議・調整を図りながら作業を進めております。見直しの主な内容は、開発許可基準条例の制定、

開発審査会の議を経る必要のない開発行為を許可する際の許可基準の明確化についてでございますが、その条件、規定等について整理しているところでございます。今後さらに県等との調整を経る必要がございますが、21年度中の開発許可基準の見直しを目指して取り組んでいるところでございます。次に、国道431号線沿いの土地の有効利用について、その後どのような対策をとったのかとのことでございますが、国が平成19年に実施した地価公示調査結果で米子市は土地区画整理事業による住宅の供給過剰の影響が特に顕著であると報告されているように、住宅需要が少ないことや公共事業削減等社会経済状況の変化により公的な区画整理事業や道路整備等もその影響を受けてきているところでございます。今後、民間で土地区画整理事業等を計画された場合の支援や用途地域に合わせた土地利用が図られるための施策の推進に努めてまいりたいと考えております。次に、淀江地区及び大高・県地区の今後の都市計画の方針でございますが、本市が平成16年に策定いたしました米子市都市計画マスタープラン及び淀江都市計画マスタープランを来年度以降に見直すこととしておりまして、地域住民との意見交換会やアンケート調査を実施するなどして住民の皆さんの意向を反映した計画を作成し、本市の一体的かつ計画的な土地利用の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業問題でございますが、米の生産調整政策が展開されている中で水田転作を進めてまいりましたが、作付のない調整水田、保全管理水田が多く存在していることは承知しております。御指摘の米粉用米等への作付への取り組みについてでございますが、米粉を利用した菓子、パン、めん等が注目されておりますが、価格や需要の面でまだ課題があると伺っております。しかしながら調整水田等を活用して米粉用米等を作付していくことは的確な生産調整の実施や自給率の向上の観点からも注目すべき取り

組みであると考えますので、地域水田協議会など関係機関と連携しながら今後鋭意研究してまいりたいと考えております。次に、組織づくり等への支援策についてでございますが、本市といたしましては担い手、新規就農者、集落営農組織、農作業受託組織に対する支援や農業への企業参入の促進に努め、遊休農地の防止・解消に取り組んでいるところでございます。今後、退職等で農業を継承される方などが意欲を持って組織を結成され、新たな特産物の生産に取り組まれることは重要なことだと考えておりますので、具体的な取り組みがありましたらＪＡ、県等と連携しながら積極的に支援してまいりたいと考えております。次に、農地の集積を促進するため地域にコーディネーターを置いたらどうかとのことでございますが、担い手等に農地を集積し、農家経営の安定化を図ることは重要な施策と考えております。農地の貸し借りや利活用の促進につきましては、地域の農業委員さんを中心として鋭意取り組んでいるところでございますが、今後さらに連携を強めて取り組んでまいりたいと考えております。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 再質問をさせていただきます。

まず初めに、都市計画の概要であります。現在、県が行っておりますその見直しというものは、要するにコンパクトなまちづくりということがあったわけでありまして、市街化区域、あるいはまた市街化調整区域について大きな変化があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

中村議長 羽柴建設部長。

羽柴建設部長 県の米子境港都市計画区域マスタープランの案では、市街地といたしまして現行の市街化区域を原則として位置づけておりまして、市街化区域及び市街化調整区域につきましてそんなに大きな変化はございません。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 わかりました。次に、国道431号線沿いの地域の問題についてお尋ねをしたいと思います。今後も計画的に進めるうんぬんのことがあったわけではありますが、これは最初に御質問があったのは平成17年、何月であったか覚えておりませんが、17年であったと思うんですね。実際に今お聞きしまして具体的な策というものが何もとられていないわけですね。これは米子市が市としてこれを市街地にする、御承知のように市街地というのは10年以内に市街化、都市化をするということが市街地と言うんだそうですが、これは恐らく米子市が46年の都市計画区域そのときからか、あるいはまたそれ以降であるかもしれませんが、しかし本当に何十年だと思うんですよね。そうした色塗りをしながら一向にそうした対策がとられていない。先ほどのお答えの中では、またどうもそのままやられるような感じがするんですね。何か国が実施した地価公示調査結果で住宅供給過剰の影響が特に顕著だと。だけでも考えてみますと、これは米子市の都市政策といいますか、都市政策の誤りであったということにはなりませんか、いかがですか。

中村議長 野坂市長。

野坂市長 用途地域を指定しますことで、おおむねそれぞれの用途地域に合わせた建物用途の誘導が図られてきていると考えておりまして、都市政策の誤りではないと思っております。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 お答えがありませんが、1つは。今後具体的にどういった対策をとっていかれようとするのか。実際にあの市街化区域の中の特に農地をお持ちの方は今の農業収入では固定資産税なんかはとても払えるような状況にないということも聞いております。本当にそうした土地を先ほ

ど申し上げましたように色塗りをして、そうした税を取りながら何十年もそのままほったらかし、誤りがないとおっしゃいましたが、私はこれは大きな誤りがあった、いわゆる見通しを誤ったといえますか、私は誤りがあったと理解をしておりますが、じゃあ今後具体的にどうしていこうと思われているのかお尋ねします。

中村議長 羽柴建設部長。

羽柴建設部長 先ほど市長の方からもお答えいたしましたけども、住宅需要が少ないことや公共事業の削減等、社会状況の変化によって今影響を受けているところございまして、引き続き地元関係者の御理解と御協力を得ながら民間の土地利用に合わせた施策の支援に努めてまいりたいというふうに思っておりますが、そして用途地域の目的に合った建築物を誘導したり民間の土地区画整理事業を支援するなど有効な施策の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 私は精神論をお聞きするのではなくして、先ほど市長のお答えの中でそういった住宅、そういう開発することがあったら道路うんぬんを整備ということがありました。それは当然だろうと思いますが、けどもまた住民の皆さんと協議うんぬんとおっしゃいましたが、それではこの17年度以降、住宅の関係者の皆さん方とどのような協議をなされたのかお尋ねをします。

中村議長 羽柴建設部長。

羽柴建設部長 協議そのものというよりも、やはり地元の方からいろいろな要望が出てまいります。その要望の内容につきましては生活に密着した道路が狭小であるとか、一方では降雨時に排水路がないために水が滞水して敷地に入ってくると、そういった実情を訴えた要望がまいります。そ

ういった要望に対しまして即対応するということは必要ですが、それもケース・バイ・ケースということによって住民の皆さん方にはこうした迷惑をかける部分もございますけども、サービスを提供してるといような実態で住民の皆さんとは接してるといような状況でございます。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 お聞きしますと、それは個々に対応されねばならんことではありますが、根本的な対策にはなっていないわけですね。やはり米子市内の中でこうした市街地についてこういう場所があるとすれば、もっと重点的にそういうところをピックアップしながらこの町内でその対策のそういう組織でも持つとか、何とかそういったことを当然私は考えていくべきところではないかと思いますが、そういうお考えはありませんか。

中村議長 角副市長。

角副市長 苦しい答弁をせざるを得ないのが実態でございまして、本当に平成17年度からの対策というのが後手に回っておったということで御指摘のとおり反対をしております。国道の431号沿いの環境整備につきましては、実態調査ということをしまして現場を把握するということが必要であると思いますので、地元関係者なり何らかの組織をつくりまして検討をしていきたいと考えております。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 ぜひ積極的な対応を期待しております。次、市街化調整区域の見直しの件ではありますが、私は今までのいろんな議会での答弁を聞く限りにおきましては、調整区域の見直しというのは規制緩和であるように受けとめておったわけですね。しかしながら今実際に法の見直しもあつたわけですが、コンパクトシティうんぬんという中から県の見直し案ではむしろ厳しい規制をするような内容のようにちょっと見受けるわけであり

ますけれども、もうちょっと市のお考えというのはどういう見直しの方向なのかお尋ねをしたいと思います。

中村議長 羽柴建設部長。

羽柴建設部長 市街化調整区域の見直しにつきましては、平成13年の法改正によりまして地域の実情に即した土地利用規制が実現できるようになり規制緩和という考えでございましたが、平成18年に法の一部改正によりまして大規模開発の許可基準の廃止や許可不要であった公共公益施設を開発許可の対象にするなど規制強化の内容となりました。またまちづくり3法の改正はこれ以上郊外に都市機能が流出するのを抑制する考え方がございまして、市街化調整区域の立地規制は厳しい内容になっております。これまで見直し内容につきまして県と協議・調整を重ねてきておりますが、これを踏まえた内容となりますが、条例でその要件を定めて指定する区域につきましては用途を限定し緩和することを検討しておりまして、地域の実情に対応した内容となるように考えて取り組んでまいりたいと思っております。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 この条例化うんぬんにつきましては、18年度以降やるということでありましたから、すぐそういう動きがあると思っておりましたけれども、大変今まで、ここまで時間がかかっている、いろいろ内部でも協議をされておると思うんですが、具体的にはいつごろ、21年とおっしゃいましたか、ちょっと聞き漏らしておりましたが、いつごろを目途にやられようとするのかお聞きしたいと思います。

中村議長 羽柴建設部長。

羽柴建設部長 一応来年度の10月ごろを目指して今検討してるところでございます。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 ひとつこれはお願いですが、住民の皆さんが規制緩和うんぬんという見直しといいますと本当に期待してらっしゃるところが多いんですね。例えば県道、国道の道路ベリ、例えば何メートルかは緩和されるというようなそういう感じを持っていらっしゃると思います。私がお聞きしたところではなかなか一般住宅がそういうところへどんどん建てられるという状況にはないということではありますが、いろんな問題を含めまして本当に条例が、第何項うんぬんではなくして、住民の皆様にはわかりやすいようなそういった配慮をお願いをしたいと思います。

次に、淀江、大高、県の問題でありますけれども、線引きというのは無秩序な開発を防止すると言われておりますが、実際に現況であります、淀江あるいはまた大高・県地区につきましてはどのような状況であると認識をしていらっしゃいますのかお尋ねします。

中村議長 野坂市長。

野坂市長 担当部長に答弁させます。

中村議長 羽柴建設部長。

羽柴建設部長 開発許可の対象にならない小規模な開発により、開発された地区と集落を結ぶ道路が狭あいであったり、行きどまりの道路となるような状況が見受けられます。また農地と住宅が混在している地区では、農薬の散布や騒音の問題が生じているとともに、幹線道路沿いでは農地と商業施設、工業施設、住宅施設の混在が生じておりまして、良好な都市環境を創出しているということには言えないというような状況であると思います。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 そうしますとある意味では無秩序な開発がなされておる

というそういう御理解なんですか。

中村議長 羽柴建設部長。

羽柴建設部長 無秩序な開発というものでもございませんけども、これらにつきましては地域の方の環境委員会、あるいはいろいろな委員会がございまして、その関係者の方が相談しながら開発をしてるといような状況でございますので、地域の秩序を乱さない、乱してはならないということは前提に考えておられるようでございまして、今私がお話したのは我々が見て本当にちょっと良好な環境にはほど遠いなというようなところも見受けられるということでございます。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 私は大高、県につきましては、余り十分に掌握しておるとは言えませんので何とも申し上げません。しかし淀江につきましては、あなたが先ほどおっしゃったこととは大きく違うと私は思っております。決して淀江地域の中が無秩序な開発もされておるとも思っておりませんし、それは確かに農薬の問題等が、いわゆる道路を消毒したら水田の農薬の問題がありました。ただも先ほどの話のように市街化区域になったところでも農地をそのまま何十年も投げておいて、淀江あるいは大高、県についてそうした問題があるというような認識というのはちょっと違うんじゃないですか。いかがですか。市街化区域、いわゆる線引きをして本当にきちんとお尋ねします。

中村議長 羽柴建設部長。

羽柴建設部長 淀江の地域は都市計画区域には入っております。ただそこは未線引きでございまして、未線引きのところにつきましては、何といいますか、届け出制というもので、届け出制で家が建つというような現状でございます。そして伯仙、大高の地区に関しましては都市計画区域に入

っておりません。そういった状況の中で都市計画区域に入っていないから
どんどん家を建ててもいいじゃないかというようなものではございません
し、先ほど言いましたようにそういった都市計画区域に入っていない地域に
つきましては、住民の方がやはりそれぞれ監視と言ったらおかしい言い方
ですけども、委員会を設けて、その委員会の承諾を得て開発しているとい
うような状況でございます。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 やっぱり線引きはされていなくても、例えば農地につい
ては要するに農振の地域内に入っておりますから、そう簡単にどんどん宅
地化するという現状ではありませんから、本当に先ほど申し上げましたよ
うに無秩序な開発というのはなされていないと自負しておりますが、この
問題は淀江の中でも本当に線引きを反対される方もありまじょうし、また
恐らくどんどん住宅が建っております佐陀地域においてはきちんとした線
引きをしてほしいという声も当然これはあろうと思っております。したが
いまして特に、次の問題ですけど、住民との意見交換会等を開催するとい
うようなことがございますけれども、具体的にはどのような形で住民の声
をお聞きになるのかお尋ねいたします。

中村議長 羽柴建設部長。

羽柴建設部長 マスタープランの見直しを行う際には、地域住民の皆さ
んと意見交換会やアンケート調査を実施して住民の意向を反映した計画に
する必要があるということで思っておりますので、その具体的な方法につ
きましては今後十分検討していきたいというふうに考えております。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 都市計画の問題につきましては、いずれにいたしまし
ても十分なる住民とのコンセンサスを得てやっていただきたいということ

要望だけしておきたいと。失礼しました、もう1つ落としておりました。淀江の場合はたしか昭和51年であったと思いますが区域に入ったんですが、当時と実際に線引きをされる場合、都市計画そのものが例えば道路を1つとりまして新しい西原佐陀線等もついております。また淀江の役場前の区画整理事業も予定でありましたが、これも中止となっております。いろんな条件というのが大きく変わっておりますが、そういったことは改めて根本的にその都市計画というものが見直されていくのかどうか、そのことだけ1点お尋ねしたいと思います。

中村議長 羽柴建設部長。

羽柴建設部長 線引きの対応につきましては、状況の変化を勘案するとともに地域の皆さんの意見を伺って、そして意向を反映した計画的な土地利用の確立に努めてまいりたいというふうに考えております。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 都市計画の問題は終わらせていただいて、次に。

中村議長 渡辺議員、区切りがついたら暫時休憩したいと思いますが。

渡辺(照)議員 わかりました。

中村議長 暫時休憩いたします。

午前 11時52分 休憩

午後 0時59分 再開

中村議長 休憩前に引き続き会議を開き、市政一般に対する質問を続行いたします。

渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 農業問題について、再質問させていただきます。

初めに、米粉等の問題であります。お答えがありましたように現段階ではまず転作の枠内であるということや、これには生産者と流通・加工・

販売の実需者が結びついた、は種前契約というようなこともあって、まだいろいろ交付要件というものもかなり難しい面もあるようでありますし、即取り入れるというのは大変難しい作業であろうとも思っております。しかしながらいかにK Yと言われながらも時の総理が自給率を50%にもう10年をめどにやるということを言い、しかも鳥取県、我が県出身の石破農林大臣も、水田のフル活用というものを念頭に入れて本音を議論し早急に論点を整理した上であるべき姿を図りたいということで、恐らく来年以降の生産調整の見直しを示唆をされたということが載っておるわけです。実際に本当に来年以降、転作というものもその形態が大きく変わるのではないかと、これはわかりませんが、私は少なくともそういう見方をしておるわけですが、したがって本当にそうなった場合には、米子市の特に水田農業というのがどう変わっていくのかということ、これはこうした流れを行政としてもきちんと見ながら、それに対する先手とは言わんまでも、決定してから何でもやっていくんだという方向では私は本当におくれをとってしまうと思うんですが、まず自給率50%をする、恐らく今まで国の総理大臣が言われたというのは初めてであったと、これは福田総理のときだったと思いますが、初めてであったと思うんですね。そこら辺について一体今の農業情勢というものについてどのような見解をお持ちなのか、これは市長にお尋ねをしたいと思います。

中村議長 野坂市長。

野坂市長 農業は本市にとりましても重要な産業であるわけでございまして、その振興はこれからも図っていかないかんことだと思っております。特に先ほど議員もおっしゃいましたけれども、国とか県の動向というのは的確に情報をつかんでそれに対応していくということは、議員がおっしゃいますとおり大事なことだと思っております。今自給率を50%にしよう

という動きも出てきているようでございます。鳥取県は全体で見るとたしか60%ぐらいだと理解しておりますけれども、それでよしとするんじゃないくて、これからも日本全体の自給率、また県の自給率というものも高めていかなきゃいかんことだというふうには思っているところでございます。いずれにしましてもいろんな意味で急激に農業政策というものも転換を見せつつあるんじゃないかという認識をしておりますので、そういう状況を的確につかんで対応が出来ることのないようにしていきたいと思っております。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 この米粉の問題、大変難しい問題もあろうかと思いますが、実際にこれは試食用の米はトンが25万円、米粉ですと今のいわゆる小麦等、そういったものとの比較をしますと、大体トン当たり8万4,000円だそうでございます。したがっているんな助成金、10アール当たり5万円とかうんぬんとか助成金がありますが、そういったものを含めても10アール当たりの収益が4,200円ぐらいにしかないということでありますから、本当に採算というのも難しいことであると思っております。しかしながら実際には今の例えば岡山県の哲西町では第3セクは独自の製粉プラントを建設をして、これはコシヒカリのいわゆる網目から落ちたくず米、それを利用して米のパンをつくっていわゆる給食等にもやっているということがありますし、それからこれは米とは違いますけれども、滋賀県の方ではハーブの一種であるレモングラスというのを特産化するということで、市役所の中にその専門の職員3人をつけて新たな課を創設をしたとか、そういったそれぞれ自治体によっては事例もあるんです。ですからやはり本気で取り組まれるということがまず大事ですが、少なくとも私は今まで何回も農業問題を質問させていただいておりますが、本当に私どもがびっく

りするような積極的な対策はとられていない。ただ国が、今回も転作絡みでの八十何億円という予算概算要求の請求がなされておるようでありますが、その中ではいろんな補助事業があるのも確かであります。ただその来た補助事業だけを消化するというそういう姿勢では米子市の農業は守れないと思っておりますが、再度お尋ねをいたします。

中村議長 野坂市長。

野坂市長 先ほど来申し上げておりますように、本市にとっても農業は重要な産業でございますので、その振興を図っていかなきゃいけないと思っておりますが、今の国の動向とかそういうのは的確につかんでいくことは必要だと思っております。また国がとられます補助制度等があれば、そういうのは積極的に活用していくべきだと思っております。農業についてはいろんな審議会とか、それから荒廃地とか、耕作放棄地についてもいろんな協議会等もできております。そういう関係機関とも連携を図りながらこの産業の振興のために頑張っていくかんといいふうに思っているところでございます。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 これ以上質問しても出ないようでありますので、次に組織の支援策等に移らせていただきますが、確かに自給率を引き上げるというのはまず担い手が必要であるわけでありますが、農林水産省が先般、耕作放棄地対策研究会というのがあって、その中間取りまとめを発表しておりますが、これは担い手によって耕作放棄地を再生し利用する場合には、まず導入作物の検討であるとか、それから販路の確保が最も重要な要素だとして資材、機材などの初期投資と作物導入後の一定期間の支援がなければ経営として成り立たないという、いろんなそれに対して支援策を発表しておるわけでありまして。それによって先ほど申し上げました八十数億円とい

う概算要求がなされておるわけでありますが、いずれにしましてもこの今米子市の中で皆さんの努力によってふえてはおりますけれども、その担い手というものの確保には私は限界があるような気がしておりますが、実際に今の農家年齢というのはもう65歳以上が主流だということも言われておりますし、定年退職をされた団塊の世代の皆さん方というのも大変大きな戦力であると思いますが、そういった方々呼びかけて、少なくとも米子市の特産品づくりをする組織を立ち上げるといったようなことをされる、そういうことも大事だと思いますし、またそれに対しての助成措置でもしてその組織づくりをする必要があるやに私は思うんですが、全くそういうお考えはありませんか。なかったならこれでもうこの質問は終わります。

中村議長 角副市長。

角副市長 担い手の育成について、議員さん、一定の限界があるんじゃないかなというお話でございました。確かに日本全国の中で画一的なあり方というのはあり得ないと思います。北は北海道の農業もあるわけでございます。そういう中でWTOの交渉再開、始まるわけでありますけども、果たして日本の農業がどうあるべきかという大きな問題がありまして、それに対する国の方向性というのも多様に変化してきておると、首尾一貫してないという実態があると思っております。国際的にはやはり農業も含む第1次産業の位置づけといたしますか、重要性といたしますか、そういうものは例えばフランスなんかではいわゆる生活保障給的なそういう公費負担というものが前提にあると。そういう中で農業が継続して実施されておるといような国もあるわけで、本当にそのことを考えますと現在の国の方針、政策というのが、それは無視はできないとは思いますが、おっしゃいますように本市は本市なりのやり方があるのではないかなという気持ちでおります。その中で今後期待できますのは中高年、特にUターン等、団塊

の世代の志向というのが地元に戻っての農という部分に、生産はもちろんでありますけども、そういう生きがいといいますか、いやしといいますか、そういう価値観を持った年代というのも受け入れるという期待も持っておりますので、そういうことで本市は本音のところでは検討、議論をしまして組織づくりのあり方について本当に真剣に考えてみたいと思っております。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 これ以上申し上げませんが、ひとつ本当に真剣に考えていただきたいなという思いでありますので、よろしくお検討をいただきたいと思っております。

次に、農地集積のことについてお尋ねしたいと思っております。今まで耕作放棄地440ヘクタールぬんぬんということでは言われておりましたが、ことし耕作放棄地の調査をやっていらっしゃるわけではあります、ほぼ終わっておると思っております。一体今、米子市の実際の耕作放棄地というものがどういう状況であるのかわかったらちょっと教えていただきたいと思っております。

中村議長 矢倉経済部長。

矢倉経済部長 耕作放棄地につきましてでございますが、現地確認を行いまして、現地確認は終了いたしております。現在集計の途中でございます、確定した数字ではございませんが、おおよそ272ヘクタールが本市におきまして耕作放棄地であるというぐあいに考えております。地域別に申し上げますと、弓浜地区が大半でございます、210ヘクタール、南部地域が約17ヘクタール、伯仙・箕蚊屋地域が約35ヘクタール、淀江地域は約10ヘクタールということになってございます。耕作放棄地の状況でございますが、これ今色分けをしたりなんかしているところがございますけども、大半の耕作放棄地は草刈りをする程度で直ちに農地に戻すことができる状況であるというぐあいに考えております。ごく一部、機械を

入れて整地をしても農地に戻る可能性が低いといった農地もあるわけでございまして、そういうところは農地として残るかどうかなどというような判断を現在農業委員会に依頼しております。そういった土地も約11ヘクタールでございますがでございます。以上です。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 実際に今まで耕作放棄地といいますか、遊休農地として440とか441ヘクタールということを知っておったんですね。それで実際に調べてみたら、今おっしゃったように270ヘクタールだ。その差がなぜ出てきたとかそれはいろいろあると思いますが、だけどもある意味でさほどに実際に耕作放棄地なりを本当に米子市の農業を政策的に振興のためにやっという皆さんが御存じなかった、その辺がきちんとつかんでいなかったというのもちょっと驚きなんですけど、しかしながら、では例えば272にしても大変な面積だと思うんです。これも2011年には米子市独自の耕作放棄地解消のための政策を出されないといけないようになってるんですね。これは具体的にどのような方策を考えていらっしゃるんですか。来年早々にはたしかこれは出されないといけないと思うんですが。

中村議長 矢倉経済部長。

矢倉経済部長 米子市におきましては米子市遊休農地解消推進協議会といった組織を持っておりまして、関係機関や団体、御協力いただきまして有効な施策をとっていくということでございます。これはそういうことでございます。それから米子市、これは独自でございますが、遊休地を借りて耕作をされた方には助成を出すというような制度も持っておりますし、今年度はちょっとモデル的でありましたけどもイベント的にヤギを放牧いたしまして、これはたしか50アール程度だったと思いますけども、それはどっちかという話題づくりというような格好でやっておりますが、そ

の後、耕作をいたしまして作物を今植えるということで農地の募集も今しているようなところでございます。これですべてが耕作放棄地が解消するというわけではございませんが、こういうようなことをやりながら今後国が出してきます助成制度といった国の方策を研究いたしまして鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 ヤギうんぬんはもう二度と聞きたくありませんので御勘弁願いたいと思いますが、いずれにしても、ただこれだけの耕作放棄地を本当に解消しようと思ったときには、今耕作放棄地等の問題につきましては農業委員さんが一生懸命やっただいておるわけです。しかし農業委員さんにこれを全部押しつけるようなことがあっていいはずはありませんし、また本当に農業委員さんがほかの仕事ももちろん持っていらっしゃいますし、私はできることではないような気がするんですね。ですから例えばモデル地区なんかの全国の事例見ますと、農地の出し手、受けられる人、それぞれ白紙での委任を受けて、それを集積をして、それぞれ認定農業者でありそういった方々にその集積をしていくという方法がとられておるようであります。やっぱりそれには農業委員さんや農業事務局に全部押しつけるではなくして、いわゆる専門的な、私はコーディネーターということをお願いしましたが、そういう方が必要じゃないかとも私は考えるんですが、そこら辺はいかがか聞きたいと思えます。

中村議長 矢倉経済部長。

矢倉経済部長 確かに先進地でそういった取り組みをしていらっしゃるということは伺っておりますが、農地の利用というのは一義的には農業委員会の業務でございまして、法律上、農業委員会の所掌事務というのが、まず1番目がそうでした。それから2番目が、利用増進ですか、というよ

うなことがありますて、前は農地銀行というようなことも農業委員会でやっていたらっしゃったというのが実態でございます。ところが議員今おっしゃいましたように、確かに現在の農業委員会の事務局の職員だけ、あるいはほかに仕事を持っていらっしゃる農業委員さんだけでやっていくというのは、大変耕作放棄地もふえ過ぎているなという気はしております。そういうことございまして、農業委員さんを中心として行いますが、農林課としても連携を強めて取り組んでまいりたいと考えております。

中村議長 渡辺照夫議員。

渡辺(照)議員 時間がありませんが、先ほど耕作放棄地解消のための施策を来年から立てられなければならない、その具体的なことをお聞きしましたが、それが何か出ておりませんけれども、いずれにしても何か今の答えでは農業委員さんにすべて任せるようなお話のように聞こえるんですが、私はもちろん農業委員さんも一生懸命やっていただいておりますが、これだけの本当にゼロにはならんにしましても、この272ヘクタールというものの何ほかを解消しようと思ったときに、農業委員さんに押しつけるようなそんなことで私はこれだけの面積の遊休農地が有効利用できるとは思いませんし、農業委員さんに対して大きな負担をかけることにもなると思うんですが、そこら辺について本当にそれでいいんですか。

中村議長 角副市長。

角副市長 272ヘクタールの耕作放棄地、これはこの解消につきましては相当長期、多様な手法が必要だと思っております。その一環としてJA鳥取西部さんにおかれましては富益町地内に60区画以上のふれあい市民農園も貸し出されたということを手始めに事をなされようとしておると聞き及んでおります。今後、戦後、画期的な農地法の改正というものがなされるというふうに聞き及んでおります。従前でしたら過去の農地銀行も

含めた農業委員さんに依存しておるといふ実態がございました。ただ耕作放棄地の解消は農地の流動化、貸し借りのあり方、これを促進するのが有効な方策ではなかろうかと思っております。その法改正の具体的な内容につきましてはまだ承知はしておりませんが、基本的には規制緩和といふものを踏まえた改正がなされるやに聞き及んでおりますので、その辺で市の役割分担といふものがおっしゃいましたようにコーディネーター役、農業委員会主導ではなくして各自治体での役割分担といふのが入り込んでくるというふうにも聞いておりますので、そういうことを踏まえまして市の役割といふものをこれは研究して積極的な対応を図っていくべきであるというふうを考えております。